

公 表 日

平成30年10月 1日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	497号府招地区応急復旧工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 山田 隆則 佐賀市新中町5番10号
契約年月日	平成30年10月 1日
契約業者名	唐津土建工業（株）
契約業者の住所	佐賀県唐津市二タ子2-7-51
契約金額	103,680,000円（税込み）
予定価格	105,051,600円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり （※随意契約理由書を添付すること。）
工事場所	佐賀県伊万里市南波多町府招地先
工種区分	一般土木工事
工事期間（自）	平成30年10月 1日
工事期間（至）	平成30年12月25日
備考	入札情報サービス（PPI） （ http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx ） にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 4 9 7 号府招地区応急復旧工事
2. 履 行 場 所 佐賀県伊万里市南波多町府招地先
3. 契約の相手方 会 社 名： 唐津土建工業㈱
住 所： 佐賀県唐津市二夕子2-7-51
電話番号： (0955)73-3118
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 目的、内容及び随意契約に付する理由

(1) 目 的

本工事は、法面崩落により道路の通行に支障をきたしている土砂の除去及び応急復旧を行うものである。

(2) 理 由

国道497号西九州自動車道において法面の崩落が発生し、道路の通行に支障をきたしている土砂の除去及び応急復旧を行う必要があるため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき上記業者と、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に基づき、随意契約を行い作業の円滑な遂行を図るものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀国道事務所

管理第二課長